

コラボ産学官埼玉支部会則

(名称)

第1条 本支部は、コラボ産学官埼玉支部と称する。

(所在)

第2条 本支部の事務局を埼玉縣信用金庫(熊谷市久下4丁目141番地 埼玉縣信用金庫営業企画部内)に置く。

(目的)

第3条 大学、企業並びに公的研究機関等の参加による研究会(勉強会)活動が数多く立ち上げられるような環境を醸成する。

2 産学官連携による研究開発を促進し、新商品・新産業の創出により地域経済の活性化を図る。

(事業・活動)

第4条 本支部は前条の目的を達成するため、コラボ産学官本部と密接に連携し、次の事業および活動を行う。

- 1 全国の教育研究機関を核に、地域の企業および国・地方自治体の連携を推進するネットワークを支援する事業
- 2 産学官連携や知的財産に関する各種セミナー、研究会、講演会等の開催
- 3 産学官連携および知的財産に携わる人材育成や人材交流の支援
- 4 産学官連携による新規事業、ベンチャー企業等の支援
- 5 産学官連携および知的財産にかかわる情報収集と会員への発信
- 6 会員相互の協力や関係学会および関係組織との協力の奨励、助成および促進
- 7 その他本支部の目的達成に必要な事業および活動

(会員)

第5条 本支部の会員は、本支部の目的に賛同し、かつ埼玉県に勤務または居住し、あるいは事業所を有する個人または企業(団体)とする。

また、本支部の目的に賛同し、その事業を援助する団体は賛助会員とする。

なお、コラボ産学官本部の会員は支部の特別会員として、本支部の活動に参画することができる。

(会費等)

第6条 本支部の会費は次のとおりとするが、当面の間は徴収しない。

また、本部の特別会員の会費は、原則無料とする。

会員 年額 1口 金 10,000円

賛助会員 年額 1口 金100,000円

(会員の権利)

第7条 会員は本支部主催およびコラボ産学官本部主催の各種セミナー、研究会、講演会等の行事に参加することができる。ただし、本部主催の行事の案内や参加申込等は本支部を介して行うものとする。

(賛助団体・協力教育研究機関・協力機関)

第8条 本支部の賛助団体、協力教育研究機関および協力機関は、次の各号の役割を担う。

- 2 賛助団体は、事業活動に関する助言、各種助成制度を通じて本支部の活動を支援する。
- 3 協力教育研究機関は、知的財産に関する情報提供等を通じて本支部の活動を支援する。
- 4 協力機関は、本支部の活動について相互に協力し、地域産業の発展に寄与する。
- 5 賛助団体、協力教育研究機関および協力機関からは、会費を徴収しない。

(退会)

第9条 会員が退会する場合は、退会届を本支部事務局に提出しなければならない。退会の手続は、本支部事務局が別に定める。

- 2 会員が次の(1)に該当する場合は理事会の議決に基づき退会処分をすることができるものとし、(2)に該当する場合は理事会の議決に基づき退会したものとする。

(1) 第6条に規定する会費等の納入を怠ったとき

(2) 死亡または解散したとき

(除名)

第10条 会員が次の各号に該当する場合は、理事会の議決に基づき、支部長はこれ

を除名しなければならない。ただし議決前に、この会員には弁明の機会をあたえなければならない。

(1) 会の名誉を毀損したとき

(2) 会員間の信頼関係を毀損したとき、その他会員としてふさわしくない言動をなしたとき

- 2 除名された会員には、書面または理事会が別に定める方法をもって通知する。
- 3 支部長が第1項に規定する除名を行わない、または行えない場合は、総会の議決により、除名することができる。

(役員、その任期等)

第11条 本支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 2名以内

(3) 理事 25名以内

(4) 監事 2名

- 2 役員の選出は、総会において行う。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。補選役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 支部長は、本支部を統括し、本支部を代表する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、副支部長の互選により定めた者が代行する。
- 3 監事は、本支部の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(相談役、その任期等)

第13条 本支部に相談役を置くことができる。相談役は、役員を退任した者で、本支部の発展に多大な功績のあった者の中から選出する。

- 2 相談役の選出は、理事会において行う。
- 3 相談役の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

(相談役職務)

第14条 相談役は、支部長の諮問に応えることができる。

(会議の種類)

第15条 会議は総会、理事会とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会)

第16条 総会は、会員をもって構成され、その2分の1以上の出席により成立する。

- 2 総会は、支部長が招集し、支部長が総会の議長にあたる。
ただし、支部長に支障あるときは支部長が指名した副支部長が議長にあたる。
- 3 総会に出席できない会員は、その表決を他の会員に委任することができる。
ただし、白紙委任がなされたときは、議長への委任とみなす。
- 4 前項の場合は、その会員は出席したものとみなす。
- 5 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業計画および予算
- (2) 事業報告および決算
- (3) 会則の改廃
- (4) その他支部長が必要と認めた事項

(理事会)

第17条 理事会は、第11条に規定する役員をもって構成し、その2分の1以上の

出席により成立する。

- 2 理事会は、必要に応じて支部長が招集し、支部長が理事会の議長にあたる。
ただし、支部長に支障あるときは支部長が指名した副支部長が議長にあたる。

- 3 理事会に出席できない理事は、その表決を他の理事に委任することができる。
ただし、白紙委任されたときは、議長への委任とみなす。
- 4 前項の場合は、その理事は出席したものとみなす。
- 5 理事会は、本支部の運営および総会の付議事項等を協議し、出席者の2分の1以上の賛成をもって議決する。
- 6 理事会は、本支部の運営に係る企画立案を協議するため、理事会の下部組織として委員会を設置することができる。

(資産、会計)

第18条 本支部の資産は、次に掲げる収入による。

- (1) 会費
- (2) 寄付金等
- (3) 協賛金
- (4) その他の収入

2 本支部の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画、予算)

第19条 本支部の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、支部長が作成し、

毎会計年度開始前に、総会において2分の1以上の承認を得なければならない。

2 前項の事業計画または変更する場合も総会において2分の1以上の承認を得なければならない。

ただし軽微な変更については、この限りでない。

(暫定措置)

第20条 前条にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、支部長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告、決算)

第21条 本支部の事業報告および決算は、毎会計年度終了後、支部長が収支計算書、その他決算書類を作成し、監事の監査を受け、総会において2分の1以上の承認を得なければならない。

(事務局)

第22条 事務局は、コラボ産学官本部との連携を密にし、本部からの情報を遺漏な

く支部会員へ伝達しなければならない。

(事業年度)

第23条 本支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第24条 この会則は、総会において総会出席者の2分の1以上の賛成により変更す

ることができる。

(解散および残余財産)

第 25 条 本支部の解散は、総会の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 本支部解散に伴う残余財産は、総会の 4 分の 3 以上の議決を得て本支部目的の類似の公益事業に寄付する。

附 則

1 この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

沿革	
制定	平成 18 年 4 月 1 日
改定	平成 20 年 5 月 20 日
改定	平成 24 年 5 月 17 日